

# 雇用保険を受給中の皆様へ 失業認定日についてのお知らせ

## ○失業認定の取扱いについて

緊急事態宣言の発出に伴い、令和2年5月31日（日）まで郵送による失業認定を原則としておりましたが、令和2年6月1日（月）以降は、ハローワークが指定した日（失業認定日）にご来所いただくことを原則といたします。

認定日変更等のご相談やご不明な点がございましたら、管轄のハローワークまでお問い合わせください（平日のハローワーク開庁時間中（8：30～17：15）に限る）。

### ■お問い合わせ先■

ハローワーク岸和田 雇用保険課

電話072-431-5541（11#）



大阪労働局・ハローワーク